

令和 8 年度
北区立学校給食用物資納入事業者
登録制度にかかる申請手引き

令和 7 年 1 0 月
北区教育委員会事務局
学校支援課保健給食係

I 登録制度の概要

1 登録制度の概要と注意事項

- ① 本登録は、北区立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）が給食物資を調達するに際して必要な事業者物資を納入する者（以下「納入事業者」という。）を登録する制度であり、給食用物資を納入する資格を得るためのものです。
学校への納入に当たっては、学校での納入業者の選定と契約の締結及び学校からの発注が必要です。
- ② 本登録は、北区立学校への納入事業者を登録するためのものです。区立こども園や区立保育園への納入は対象ではありません。

2 登録制度の申請から登録後の流れについて

（１）申請

登録を希望する場合は、登録要件等をご確認の上、「北区立学校給食用物資納入事業者登録審査申請書兼口座振替依頼書（第１号様式）（第５条関係）」（以下「申請書」という。）及び必要に応じて添付書類をご提出ください。

申請受理後、提出書類の不備等があった場合は、担当者様宛に連絡いたします。

（２）審査結果

登録要件を満たしているか、申請書の記載内容及び添付書類を教育委員会が確認し、納入事業者に適しているかを審査します。

審査の結果、登録が決定した納入事業者には、教育委員会から「北区立学校給食用物資納入事業者登録認定証（第２号様式）（第７条関係）」を交付します。

（３）契約

登録した納入事業者の中から、学校が取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等を勘案し、発注先を選定して、「北区学校給食用物資取引契約書」により、契約を締結します。なお、契約書には（２）で発行した認定証の写しを添付してください。（毎年の添付が必要ですので、原本は大切に保管してください。）

※給食物資は、月の献立内容に必要な給食物資の品目等を鑑み、発注を行うため、契約の締結をもって、定期的な物資納入を確約するものではありません。

（４）給食物資納入

学校が、契約を締結した納入事業者に、給食物資を発注します。発注を受けた納入事業者は、「給食物資の納入・規格基準」（P.3 ５参照）に基づき、学校の指定の日時・場所に、学校指定の方法で納入します。

（５）請求・代金受領

学校に給食物資を納入した場合、納入月の翌月５日（５日が土日祝日の場合は、翌営業日）までに学校に請求書を提出してください。学校及び教育委員会にて請求内容を確認後、教育委員会が支払

を委託した事業者（令和8年度（2026年度）：N T Tファイナンス株式会社）から、納入月翌月末日までに代金を金融機関の口座に振り込みます。振込人名義は「I T Tファイナンス(株)」です。（表記は金融機関に依拠します。）

なお、請求書の提出が納入月の翌月5日までに間に合わなかった場合や、納入月の翌月5日までに提出した請求内容に誤りがあった場合等は、支払が納入月の翌々月末日以降となりますのでご注意ください。

例）6月4日に学校へ請求書提出→6月30日までに支払い

6月7日に学校へ請求書提出→7月31日までに支払い

3 登録有効期間

登録有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とします。

なお、登録有効期間の途中で登録申請（随時申請）をした場合は、登録完了日から令和13年（2031年）3月31日までとなります。

4 登録の要件

- ① 学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、学校等と適宜連絡のうえ、適時適切な納入が可能なこと。
- ② 食品に関する法律及び諸規定が遵守していること。
- ③ 品質管理が確実に行われ、仕入れ、製造、保管、配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生及び健康管理が十分に行われていること。
- ④ 仕入れ、製造及び加工能力等を有し、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。
- ⑤ 教育委員会が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- ⑥ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を要する事業者については、学校に給食物資を納入する営業所が所在する管轄保健所が発行した食品衛生監視票の評点（監視採点結果）が70点以上であること。
- ⑦ HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ⑧ 登録を取り消された場合は、その取消しの日の属する月の末日から2年を経過していること。
- ⑨ この手引きに定めるもののほか、特段の事情がある場合については、別に定める。

5 給食用物資の納入・規格基準

給食用物資の納入に際しては、以下の納入・規格基準を遵守してください。

- ① 出庫時には必ず品質を確認してください（鮮度、温度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等）。
- ② 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- ③ 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。
- ④ 確実に検収を受けてください。（宅配便の場合は、配送過程での箱、袋の汚れや破れがある場合についても納入業者による速やかな交換、返品に対応すること）

- ⑤ 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じてください。
- ⑥ 生鮮食品は原則、使用当日に搬入としてください。
- ⑦ 納入する食材は、できる範囲で国産としてください。(輸入食品、既製品、加工品を使用する際は、安全性が確認できるものとします。)
- ⑧ 加工食品は、製造者、期限表示及び内容表示等が明確なものとしてください。
- ⑨ 食品添加物の使用は、国が定めている法令を遵守してください。また、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」と表示されたものは、使用しないでください。
- ⑩ 米を納入する場合、必ず品質の確認をしてください(品種、産年、精米年月日、鮮度、数量、包装、容器及び異物混入等)。また、産地及び産年度などが記載されたもの又はそれに代わる書類を提出してください。
- ⑪ 精米については、できるだけ「国内産農産物規格規定」の一等級米としてください。
- ⑫ 「ゲノム編集食品」と表示されたものは使用しないでください。

※分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品(義務表示の対象となる食品)

○農作物 8 作物

- (1) 大豆(枝豆、大豆もやしを含む) (2) とうもろこし (3) ばれいしょ
- (4) なたね (5) 綿実 (6) アルファルファ (7) てん菜 (8) パパイア

○加工食品 33 食品群

- (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類
- (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きなこ (9) 大豆いり豆
- (10) (1) ~ (9) を主な原材料とするもの
- (11) 大豆(調理用)を主な原材料とするもの
- (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たん白を主な原材料とするもの
- (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの
- (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン
- (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
- (21) コーンフラワーを主な原材料とするもの
- (22) コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)
- (23) とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの
- (24) (6) ~ (20) を主な原材料とするもの (25) 冷凍ばれいしょ
- (26) 乾燥ばれいしょ (27) ばれいしょでん粉
- (28) ポテトスナック菓子 (29) (25)~ (28) を主な原材料とするもの
- (30) ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの
- (31) アルファルファを主な原材料とするもの
- (32) てん菜(調理用)を主な原材料とするもの
- (33) パパイアを主な原材料とするもの

※加工食品については、その主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位 3 位までのもので、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が 5%以上のもの)について表示が義務づけられています。

Ⅱ 申請・更新手続き

1 申請に必要な書類

書類名		備考
申請書		北区立学校給食用物資納入事業者登録審査申請書兼口座振替依頼書第1号様式（第5条関係） ※北区立学校に給食物資を納入する営業所ごとに申請書を提出してください。
添付書類	A 営業許可書の写し	北区立学校に給食物資を納入する食材に係るすべての許可書の写しを提出してください。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。 ※北区保健所で許可を受けている場合は、提出を省略することができます。 [補足]学校給食物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の営業となります。 食肉販売業、魚介類販売業、豆腐製造業、麺類製造業、水産製品製造業及び食肉製品製造業など
	B 食品衛生監視票の写し	発行日が本登録申請日から1年以内のもの。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。 [補足]食品衛生監視票とは、食品衛生法に基づき事業者の衛生設備や衛生管理状態を検査する際に使用されるものです。登録要件である、監視採点結果が70点以上を判断するものとして提出をお願いします。
	C 振込口座が確認できる書類の写し	食材調達費を受け取る口座の金融機関名（金融機関コード）、支店名（支店コード）、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）が確認できる書類（通帳の写し等）を提出してください。 [補足]通帳をコピーする場合は、金融機関名、支店、口座番号、口座名義人がわかる部分が必要となります。多くの通帳の場合、開いた最初のページまたは表紙に記載されています。 キャッシュカードをコピーする場合は、口座番号と口座名義人がはっきり確認できるようコピーしてください。 通帳やキャッシュカードがどちらもない場合は、取引銀行のホームページやスマートフォンアプリ等から、「口座番号連絡書」をダウンロード（またはスクリーンショットによる画面保存）して印刷してください。「口座番号連絡書」もない場合には、口座情報がわかる画面の印刷をお願いします。

2 申請方法

登録を希望する場合は、申請に必要な書類を揃え、電子申請、窓口持参又は郵送にて北区教育委員会学校支援課へ申請してください。

	受付時間等	受付場所等
電子申請		
窓口持参の場合	土・日・祝日を除く 午前 8 時 30 分～午後 5 時	北区役所滝野川分庁舎 1 階 4 番窓口 (北区滝野川 2-52-10) 北区教育委員会事務局 学校支援課保健給食係
郵送の場合		〒114-8546 北区滝野川 2-52-10 北区教育委員会事務局 学校支援課保健給食係

【提出期限】 令和 7 年 11 月 28 日（金）必着

3 申請書の記入方法

(1) 取扱食材の登録区分（複数選択可）

同一納入事業者が複数区分に登録することも可能です。

なお、本登録は、単に登録有効期間内における北区での学校給食用物資納入資格を取得するものであり、北区からの給食用物資発注を確約するものではありません。

取扱食材区分	代表的な商品例
1 野菜・果実	野菜、果実、木の実、さつまいも、じゃがいも、きのこ
2 食肉	精肉（鳥肉を除く）、肉製品（ハム、ソーセージなど）
3 卵・鳥肉	卵、鳥肉
4 鮮魚	鮮魚、貝類、生海そう類
5 米穀類	米、麦、雑穀、豆類、小麦粉、穀粉、でん粉
6 豆腐・かまぼこ等加工食品	豆腐、納豆、水産練製品、かまぼこ、ちくわ、こんにゃく、漬物
7 乾物	かつお節、乾燥魚介、干し海藻、寒天、干びょう、ふ（麴）、こうや豆腐、乾燥野菜、乾燥果実、干しきのこ、干しのり、梅干し、くん製品
8 その他	めん（麺）類、小麦製品（餃子の皮など）、乳製品（バター、チーズ、ヨーグルトなど）、冷凍食品、砂糖、塩、食酢、缶詰・瓶詰食品、練乳、はちみつ、食用油、酒類、ジュース、豆乳飲料、茶類（葉・粉・豆など）

※原則として、パン、麺及び飲用牛乳については、公益財団法人東京都学校給食会から供給を受ける為、登録制度の取扱食材から除きます。

※取扱食材区分の規格基準等は、「6. 給食物資の納入・規格基準」をご確認ください。

(2) 配送地域区分

配送の対象となる学校は北区立小学校、中学校及び義務教育学校です。

登録申請の際は、下表の配送地域区分の中から配送可能地域を選択してください。

配送地域区分	配送エリアにある学校	所在地
王子地区	王子小学校 王子第一小学校 王子第二小学校 王子第三小学校 王子第五小学校 豊川小学校 堀船小学校 柳田小学校 東十条小学校 としま若葉小学校 十条小学校 王子桜中学校 十条富士見中学校 明桜中学校 堀船中学校	北区王子二丁目七番一号 北区王子五丁目十四番十八号 北区王子本町二丁目二番五号 北区上十条五丁目二番三号 北区上十条二丁目十八番十七号 北区豊島三丁目十番二十三号 北区堀船二丁目十一番九号 北区豊島二丁目十一番二十号 北区東十条三丁目十四番二十三号 北区豊島五丁目三番三十号 北区中十条三丁目一番六号 北区王子二丁目七番一号 北区十条台一丁目九番三十三号 北区王子六丁目三番二十三号 北区王子五丁目二番八号
赤羽地区	赤羽小学校 岩淵小学校 なでしこ小学校 第四岩淵小学校 梅木小学校 桐ヶ丘郷小学校 袋小学校 八幡小学校 浮間小学校 西浮間小学校 赤羽台西小学校 西が丘小学校 稲付中学校 赤羽岩淵中学校 桐ヶ丘中学校 浮間中学校 都の北学園	北区赤羽一丁目二十四番六号 北区岩淵町六番六号 北区志茂一丁目三十四番十七号 北区赤羽三丁目二十四番二十三号 北区西が丘二丁目二十一番十五号 北区桐ヶ丘一丁目十番二十三号 北区赤羽北二丁目十五番三号 北区赤羽台三丁目十八番五号 北区浮間三丁目四番二十七号 北区浮間二丁目七番一号 北区赤羽台二丁目一番三十四号 北区西が丘一丁目十二番十四号 北区赤羽西六丁目一番四号 北区赤羽二丁目六番十八号 北区桐ヶ丘二丁目六番十一号 北区浮間四丁目二十九番三十二号 北区神谷二丁目三十番一号
滝野川地区	滝野川小学校 滝野川第二小学校 滝野川第三小学校 滝野川第四小学校 滝野川第五小学校 西ヶ原小学校	北区西ヶ原一丁目十八番十号 北区滝野川六丁目十九番四号 北区滝野川一丁目十二番二十七号 北区東田端二丁目五番二十三号 北区昭和町三丁目三番十二号 北区西ヶ原四丁目十九番二十一号

	谷端小学校	北区滝野川七丁目十二番十七号
	田端小学校	北区田端五丁目四番一号
	滝野川もみじ小学校	北区滝野川三丁目七十二番一号
	田端中学校	北区田端四丁目十七番一号
	滝野川紅葉中学校	北区滝野川五丁目五十五番八号
	飛鳥中学校	北区西ヶ原三丁目五番十二号

(3) 金融機関情報

北区では、食材調達費の支払業務を民間事業者（令和8年度（2026年度）：NTTファイナンス株式会社）に委託し、学校及び教育委員会が請求内容を確認後、民間事業者が口座振込を行います。食材調達費の受け取りを希望する口座の情報を記入してください。

なお、ネット銀行（実店舗を持たず、オンライン上でのみ銀行サービスを提供する金融機関）の口座は指定することができません。

4 登録後の取扱

(1) 登録内容の変更及び廃止

登録後に登録内容に変更が生じた場合には、以下のとおり申請をしてください。

① 登録申請書に記載した登録内容に変更が生じた場合は、次の書類を改めて提出してください。

- ・「北区立学校給食用物資納入事業者登録変更申請書（第4号様式）」（第9条関係）
- ・必要添付書類

※取扱食材区分の変更や、追加がある場合は、営業許可書の写しや食品衛生監視票の写しが必要となる場合がありますので、速やかに教育委員会へ連絡し、その指示に従ってください。

② 登録を取消したい場合

登録の取り消しを希望する場合は、直ちにその旨の連絡を北区（北区立学校を含む。）へ行い、次の書類を提出してください。

- ・「北区立学校給食用物資納入事業者登録取消申請書（第5号様式）」（第10条関係）

※変更及び登録取消に関する書類は北区ホームページからダウンロードできます。

(2) 認定証の再交付

認定証（P.2 2（2）参照）を紛失等した場合は、次の書類を提出してください。

- ・「北区立学校給食用物資納入事業者登録認定証再交付申請書（第6号様式）」（第12条関係）

5 登録の継続

登録有効期間満了後も引き続き、納入事業者として登録を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となりますので、ご注意ください。

更新時期になりましたら、北区ホームページ等でお知らせします。

6 登録の停止又は取消

登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ納入事業者としての適格性を有しないと判断された場合は、本登録を停止又は取り消す場合があります。

- ・保健所の指導を受けた場合
- ・正当な理由なく、教育委員会の調査に応じない場合
- ・食材の仕入から製造、保管及び配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されていないと認められる場合
- ・複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合
- ・著しく品質の劣る食材を納入した場合
- ・必要な検査や報告を行わない場合
- ・各種検査において陽性となってしまった場合に、直ちに、北区（学校を含む。）と対応を協議したうえで、取り決めた事項について、適切に履行しなかった場合
- ・登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- ・認定証を譲り又は貸与して、他人に契約をさせた場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に掲げる暴力団員等に該当することが判明した場合
- ・登録の取消しを申し出た場合
- ・その他登録の要件を有しないと認められる場合

7 その他（自主的な検査等において陽性となった場合の反応）

自主的な検体検査及び衛生検査等において陽性となった場合には、直ちにその旨の連絡を北区（北区立学校を含む。）へ行い、対応を協議するものとします。

8 HPのご案内



制度の概要や申請書等を掲載しています。

更新のご案内や変更点等がございましたら、こちらに掲載いたしますので、ご参照ください。